

## 第2章 意匠制度の見直し

### I. 改正の必要性

製品のデザインは、目新しさ・美しさによって直接的に消費者に購買意欲を起こさせるだけでなく、ライフスタイルを目に見える形で示し、市場を創造する、企業イメージを形成するといった二次的効果をも有する。

我が国の産業が、今後、価格のみによる競争から脱皮し、製品の差別化により大競争時代を勝ち抜くために、デザインは製品の魅力、競争力を構成する重要な要素となっている。

昭和34年の意匠法制定時以降、我が国産業は欧米からの技術・コンセプトの導入、大量生産・大量消費による効率化、低価格化、品質管理等によるキャッチアップ型の発展を遂げてきた。

この間、我が国におけるデザイン開発は大きくレベルアップしたが、アジア諸国も急速にデザイン力につけてきている中で、更なる全体的なレベルアップが求められている。

また、従来の意匠制度では、デザイン開発実態の多様化、巧みな模倣の実態に対応できない場合があり、デザイン開発への投資のインセンティブを維持させるために、広く強い意匠権によりデザインの保護強化を図る必要性が高まっている。

このような国内外の経済状況等の変化を背景とすれば、レベルの高い創作の競争を促す仕組みの構築、経済活動のグローバル化の進展に応じた制度的対応が重要であり、また多様なデザインを簡便な手続により、幅広く保護し、強い権利を容易に行使することができる仕組みの構築が必要となっている。

また、特許法における損害賠償等の見直し、証明等の請求の見直し、国と民間の共有に係る特許の特許料等の見直しに併せて、意匠法においても同様の対

応が必要である。

以上のような情勢変化にかんがみ、意匠権の保護強化等の要請を満たす意匠制度の改正を行うため、意匠法関係法令の整備を行ったものである。

## II. 意匠法改正の概要

工業所有権審議会答申において示された考え方沿って、次のような改正が行われた。

- (1) 部分意匠の保護
- (2) 創作容易性の要件の引き上げ（第3条第2項）
- (3) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（第3条の2）
- (4) 機能にのみ基づく意匠の保護除外（第5条）
- (5) 組物の意匠制度の見直し
- (6) 先後願の判断における拒絶確定出願等の取り扱い（いわゆる先願の地位）  
の見直し
- (7) 類似意匠制度の廃止と関連意匠制度の創設

### 1. 部分意匠の保護

#### (1) 従来の制度と改正の背景

近年のデザイン開発においては、商品の高付加価値化・差別化を図るために、デザイン創作の重点を物品の部分に移行し、人材と費用を集中的に投下させる新たな傾向が顕著となってきている。一方では、独創的で特徴ある部分を取り入れつつ意匠全体での侵害を避ける巧妙な模倣も増加しており、従来の意匠制度の下では、十分にその投資を保護することができないものとなっている。このような実態に対し、独創的な創作がなされた物品の部分に係る意匠を保護す

ることの必要性が高まっている。

改正前の意匠法においては、「意匠」とは、「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるもの」と規定（旧第2条）されており、意匠は物品に係るデザインに限定されていた。また、「物品」とは、生産され、市場において流通する有体物であるとされていたことから、それ自体独立して取引の対象となり得ない物品の部分は、意匠法上の「物品」とはなり得ず、物品の部分にかかる意匠は保護対象となっていたなかった。

このため、工業所有権審議会答申でも、物品の部分に係る意匠についても保護対象とすることが適當とされた。

### (2) 改正の概要

今回の改正で導入された部分意匠制度の概要は以下のとおりである。

- ① 物品の概念にその部分が含まれることを意匠の定義に明文化し、物品の部分に係る形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について、その部分を意匠として保護することとした。
- ② 「組物の意匠」の保護の価値はその全体の組み合わせが有する美感にあることから、「組物の意匠」については、部分に係る創作を評価する部分意匠の出願は認めないものとした。
- ③ 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる部分意匠については、登録しないこととした（4. 第5条の解説を参照）。

### (3) 意匠法の改正条文の解説

#### （定義）

**第二条** この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

(第二項及び第三項略)

本条第1項は、この法律の解釈及び運用について基本的な概念となる「意匠」について定義したものである。

今回の改正において部分意匠制度を導入するため、「物品の部分」を意匠の構成要素として新たに加えたことにより、これまでの意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）のほかに、部分意匠（物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）も意匠登録の対象となり、意匠法により保護されることとなった。

この結果、物品の部分について、独創性が高く特徴のある創作をした場合は、部分意匠として保護されることとなる。

なお、模様の創作については、「物品の部分の形状と模様の結合(部分意匠の形状に模様が結合したもの)」として保護されるものである。

部分意匠として保護され得る具体的な事例としては、ボールペンのグリップ部分、オートバイの本体部分、乗用自動車のフロントノーズ部分等が挙げられる。

① 登録要件

部分意匠の構成要件は、本条の定義に基づき審査基準等で対応することとした。制度趣旨から、部分意匠として保護されるべき対象は、他の意匠と対比する際に、対比の対象となり得る部分であると解される。

また、模様については、物品の部分の形状と模様の結合として保護するものであり、物品から離れた模様自体を保護するものではないと解される。

そのほか、通常の意匠登録出願に課せられる一般的な登録要件を具備しないなければならない。

(補説)「第八条を除き」とした理由。

- (1) 組物の意匠制度は、複数の物品を組み合わせたシステム製品に係るデザイン全体の統一感を保護するための制度であり、その制度趣旨に鑑みれば、組物の意匠に関する部分意匠は、デザイン全体の統一感の保護を

求めるものではないので保護する必要はないものと解されること。

- (2) 組物の部分について意匠権を取得したいケースは、統一感の保護を求めているのではなく、当該物品のデザインそのものの保護を求めているものであるから、組物を構成する物品の意匠又はその部分意匠として出願することにより保護を受けるべきであること。

## ② 出願

部分意匠についての出願の際に提出すべき願書及び図面の作成要領については、意匠法施行規則により定めることとした。

### 【関連する改正事項】

#### ◆意匠法第5条第3号（意匠登録を受けることができない意匠）

本号は、部分意匠制度を導入することに伴い新設された不登録事由であり、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は、第3条的一般的な登録要件を満たすものであっても、意匠登録を受けることができない旨を規定したものである。本号を設けた趣旨は、物品の機能を確保するため不可欠な形状のみからなる意匠に部分意匠として意匠権が設定されると、第三者がその機能を有する物品を実施しようとする場合、この意匠権の侵害となってしまうため、経済活動を不当に制限し、かえって産業発展を阻害する要因になりかねないことに基づくものである。

#### ◆意匠法第20条第3項第5号（意匠公報の発行）

本条第3項は、意匠公報に掲載する事項について規定したものである。

第5号は、部分意匠の導入、組物の意匠の拡大など、新たに追加される改正項目に対応し、例えば部分意匠についての出願である旨を掲載するなど、第1号から第4号において限定列挙されていない必要な事項についても掲載する旨を規定したものである。

## 2. 創作容易性の要件の引上げ(第3条第2項)

### (1) 従来の制度と改正の背景

我が国産業界におけるデザイン力は、昭和34年の意匠法制定時と比較すると大幅に向上しており、産業構造の変化に伴い、企業経営においても、デザインの重要性がより強く認識され始めている。

しかし、改正前の意匠法においては、昭和34年当時のデザインの創作レベルを前提とした創作容易性の要件が定められていたため、登録される意匠に創作レベルの低いものが混在し、一つの意匠権の周りには多くの意匠権が設定される場合があり、他者の意匠権の成立に対抗するため、自己の創作の周辺を固める防衛的出願に能力を割くことを余儀なくされているとの指摘があった。

今後、日本の産業が世界市場においても製品競争力の優位性を保つためには、向上してきたデザイン力をより高いレベルの意匠の開発に振り向けるような新しい高度な競争環境を創出することが求められている。

そのため、我が国産業の発展に資する創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すような新たな保護制度の確立が必要となってきた。

改正前の意匠法の下では、第3条第2項によって拒絶することができるものは、三角錐等の誰もが知っているような非常にありふれた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、或いは、誰もが知っているようなありふれた意匠に基づいて、当業者が容易に創作することができた意匠のみであり、創作性の低い意匠も登録されている場合がある。

このため、工業所有権審議会においても、創作容易性水準を引上げることが適当とされた。

### (2) 改正の概要

第3条第2項に規定している創作容易性の要件を引上げ、公然知られた意匠や形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠も拒絶、無効の対象となるように規定の明文化を図り、創作性の高い意匠を的確に保護するものとした。

### (3) 意匠法の改正条文の解説

#### （意匠登録の要件）

##### 第三条（第一項略）

2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、前項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

本条は、意匠登録の要件について規定したものである。

第2項は、意匠が容易に創作できる程度のものであってはならない旨を定めている。

改正前の意匠法に規定されていた「広く知られた」とは、その意匠の属する分野において、当業者が知らないとは言えない程広く知られていることを指すと解され、他方、「公然知られた」とは、秘密の状態とはなっていないことを意味し、現実に公然知られていることを指すものと解される。

本条を改正した趣旨は、近年向上してきたデザイン力をより高いレベルの意匠の開発に振り向けるような新しい高度な競争環境を創出することが求められていることから、政策的に我が国産業の発展に資する創作性の高いデザインを適切に保護し、創作性の高い意匠の創作を促すような新たな保護制度の確立が必要であることに基づくものである。

本条の改正により、日本国内又は外国において、公然知られた意匠や形状、

模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者が容易に創作できた意匠も拒絶（第17条第1号）、無効（第48条第1項第1号）の対象になることとなる。

### 3. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外（第3条の2）

#### （1）従来の制度と改正の背景

改正前の意匠法においては、完成品も、これを構成する部品も、出願の単位としての物品の区分として認められており、いずれも登録され得る。このため、先願として完成品の意匠が出願された後、先願意匠が意匠公報として公知になるまでに、その完成品を構成する部品の意匠が出願された場合、この部品の意匠は意匠登録を受けることができる。

また、今回の改正において、①部分意匠が導入されること、及び、②組物の意匠の登録要件が緩和され登録される対象が拡大されることにより、先願の意匠の一部と同一又は類似の意匠が後願として出願されるケースが増大するものと考えられる。

このような事態に対し、何らの規定をも置かず、先願の意匠を登録する上に、その一部と同一又は類似の後願の意匠を登録することは、新しい意匠の創作を保護する意匠制度の趣旨に反すると共に、権利が錯綜することとなり、経済活動を阻害する弊害が增大するおそれがある。

前述のように、先願意匠の一部と同一又は類似の意匠が後願として、先願の意匠の公報発行前に出願された場合には、その出願のときには未だ先願の意匠が公知となっていないため、意匠法第3条第1項各号の規定によっては拒絶されず、また、両意匠が全体として同一又は類似でない場合は、第9条第1項も適用されない。

このため、工業所有権審議会答申においても、先願意匠の一部と同一又は類

似の後願の意匠は意匠登録を受けることができない旨の規定を新設することが適当とされた。

### (2) 改正の概要

先願意匠の一部と同一又は類似の後願の意匠は意匠登録を受けることができない旨の規定を、第3条の2として新設した。

### (3) 意匠法の改正条文の解説

**第三条の二** 意匠登録出願に係る意匠が、当該意匠登録出願の日前の他の意匠登録出願であつて当該意匠登録出願後に第二十一条第三項又は第六十一条第三項の規定により意匠公報に掲載されたものの願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠の一部と同一又は類似であるときは、その意匠については、前条第一項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

本条は、後願の出願後に意匠公報に掲載された先願の願書の記載及び願書に添付した図面等に現された意匠の一部と同一又は類似である意匠に係る後願は拒絶される旨を規定したものである。

この規定を採用した主な理由は、次のとおりである。

- ① 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠は、先願意匠が設定登録され意匠公報が発行される前に出願された場合であっても、新しい意匠を創作したものと認めることはできないため、このような意匠に意匠権を与えることは、新しい意匠の創作を保護しようとする意匠制度の趣旨からみて妥当でないこと。
- ② 先願として完成品の意匠が出願された後、先願意匠が意匠公報として公知になるまでに、その完成品を構成する部品の意匠が出願された場合、現行の拒絶条項によっては拒絶できず、いずれの出願も登録され得るため、権利闘争の原因となるおそれがある。

係の錯綜を招来していること。

- ③ 今回の改正において、イ.部分意匠制度が導入されること、及び、ロ.組物の意匠の登録要件が緩和され、さらに組物として登録される対象が拡大されることにより、先願の意匠の一部と同一又は類似の意匠が後願として出願されるケースが増大するものと考えられること。

また、本条の適用については、次のとおりである。

- ① 新設する第3条の2は、後願の出願後に公報に掲載される先願の願書及び願書に添付された図面等に現された意匠の一部と同一又は類似の意匠に係る後願がある場合、意匠全体としては類似しないものであっても後願を拒絶することとするものである。

また、公報に掲載される先願であることを条件としているから、取り下げ、却下、放棄、拒絶すべき旨の査定又は審決が確定した先願（協議不能・不調の場合を除く）に係る意匠については公報に掲載されないため、新設する規定の適用を受けないものである。

- ② 先願の意匠の一部と同一又は類似の意匠を後願として出願した場合、その後願の意匠に意匠権を与えて保護することは、新たな意匠の創作を保護しようとする意匠制度の制度趣旨からして妥当でないこと、また、先願として意匠登録を受ける意匠の一部と同一又は類似の意匠について同人が後日に改めて権利化することは、実質的な権利期間の延長を招くおそれがあり、適当ではないことから、後願の出願人が先願の出願人と同人であるか他人であるかを問わず、新設する規定を一律に適用することとするものである。

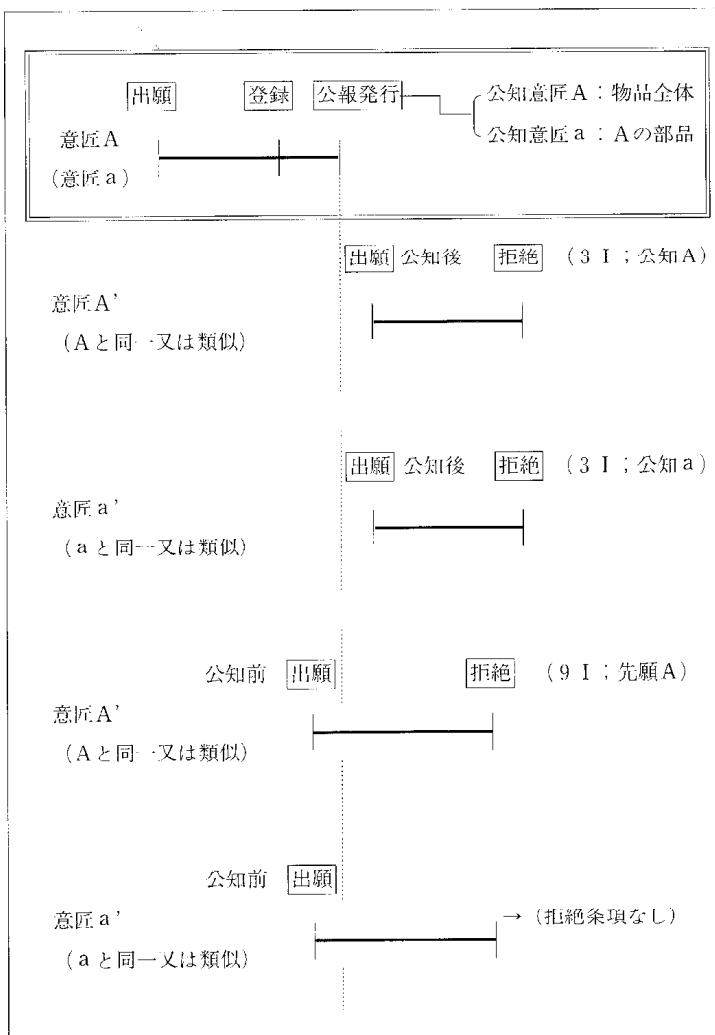
#### 【関連する改正事項】

##### ◆意匠法第66条第3項（意匠公報）

本条は、先後願の判断における拒絶確定出願等の取り扱いの見直しに関連し、意匠公報に掲載する事項を新たに加えたものである。

第9条第2項後段の規定に該当し、協議が不能又は不成立であることにより拒絶が確定した出願は、本条第3項の規定により意匠公報に掲載されるこ

(参考) 改正前の意匠法における拒絶条項の限界



となる。このため、第3条の2において「意匠公報に掲載」される根拠条文として、第20条第3項と共に本条本項があげられているものである。

## 4. 機能にのみ基づく意匠の保護除外（第5条）

### (1) 従来の制度と改正の背景

改正前の意匠法においては、技術的な機能を主目的として創作された意匠であっても、美感を有していれば登録を行っていたが、今回の改正で、機能にのみ基づく意匠については意匠登録を受けることができないものとした。

これは、次の理由に基づくものである。

- ① 工業所有権法のうち、特許法、実用新案法が機能・用途に基づく「技術的思想の創作」の保護を目的とするのに対し、意匠法は「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるもの」の保護を目的とする法律である。
- ② 技術的、機能的観点から必然的に導かれた形状であって、実質的に美的な創作がなされていない創作が意匠法により保護されることになると、意匠法が保護を予定しない技術的・思想的創作に対して排他的独占権を付与することと同様の結果を招く可能性がある。

また、物品の互換性確保のために標準化された規格により定まる形状からなる意匠が意匠法によって保護され、意匠権が設定されると、第三者がその規格等に基づく物品を実施しようとする場合、この意匠権の侵害になってしまふため、経済活動を不当に制限し、かえって産業発展を阻害する要因になりかねない。

- ③ このような弊害は、今回の改正において物品の部分に係る意匠を保護対象とすることにより、一層顕在化する可能性がある。
- ④ 諸外国等においても、多数の国等（英國・登録意匠法、英國・デザイン権

法、カナダ、ベネルクス、フランス、ドイツ、EU意匠指令)が機能にのみ基づく意匠を保護対象から除外している。

このため、工業所有権審議会答申においても、機能にのみ基づく意匠を登録の対象から除外することが適当とされた。

## (2) 改正の概要

物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠は意匠登録を受けることができない旨の規定を、第5条第3号として新設した。

## (3) 意匠法の改正条文の解説

### (意匠登録を受けることができない意匠)

**第五条** 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠

本条は、第3条で意匠としての一般的な登録要件を具備するとされた意匠についての個々具体的な不登録事由を列挙したものである。

第3号は、部分意匠制度を導入することに伴い新設された不登録事由である。物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠(補説1参照)は、第3条の一般的な登録要件を具備するものであっても、意匠登録を受けることができない旨を規定したものである。本号を設けた趣旨は、物品の機能を確保するために不可欠な形状のみからなる意匠に意匠権が設定されると、第三者がその機能を有する物品を実施しようとする場合、この意匠権の侵害になってしまふため、経済活動を不当に制限し、かえって産業発展を阻害する要因になりかねないことに基づくものである。

物品の機能を確保するために不可欠な形状としては、①物品の技術的機能を確保するために必然的に定まる形状、②物品の互換性確保等のために標準化された規格により定まる形状（形状に基づく機能の發揮が主たる使用の目的となっている物品である場合に限る。）が想定され、これらの形状のみからなる意匠は拒絶（第17条第1号）、無効（第48条第1項第1号）の対象となることとなる。

#### （補説1）「のみ」の意義

「機能を確保するために不可欠な形状のみ」とは、その形状が専ら上記①又は②の形状だけで構成されているものをさす趣旨を表している。

また、「形状のみ」とは、物品の技術的機能は専ら形状によって体現されることから、意匠の構成要素である模様、色彩の有無を問わず、その意匠の形状にのみ着目するとの趣旨を表している。この点は、「不可欠な形状と識別力のある文字、図形等が結合している商標」については保護の余地を残すとする商標法第4条第18号の趣旨とは相違するものである。

#### （補説2）機能にのみ基づく意匠には意匠権の効力が及ばない旨の規定を設けなかった理由

機能にのみ基づく意匠には意匠権の効力が及ばない旨の規定を設けなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 諸外国等の意匠制度においては、機能的意匠について、効力制限の明文の規定を有する例は皆無であること。
- (2) 工業所有権法の中で、競業秩序法的色彩が強い商標法と、創作法的色彩が強い意匠法とでは法目的・法体系が若干異なり、効力が及ばない旨の規定を有する商標法の例が直ちに意匠法に該当しないこと。
- (3) 判例により、訴訟上の対応が既に可能となっており、効力制限の規定を新たに設ける実質的な必要はないこと。

## (参考)「機能にのみ基づく意匠」を保護除外している諸外国の法制概要

	国名	法令・基準等の概要
	英國 〔登録意匠法〕 (審査制度)	第1条第1項 (以下のものは定義により意匠に含まれない) a) 物品のもつ機能のみによって特定される特徴 b) 当該物品と一体化される別の物品の外観に依存する ように作者によって意図されている特徴
明文規	英國 〔デザイン権法〕 (無方式制度)	第213条第3項 デザイン権は以下のものには存在しない i) 物品が他の物品と接続し、又は他の物品の中、周囲 もしくはそれに比して置かれるようにし、両方の物品 がその機能を果たすことができるようにしたもの ii) 当該物品と一体化される別の物品の外観に依存する ように作者によって意図されている特徴
規定	カナダ (審査制度)	第5.1条 この法律で以下のものは保護が及ばない a) 物品の実用的な機能を単に現したにすぎない実用的な物品
定有	ペネルクス (無審査制度)	第2条第1項 技術的効果の達成のために不可欠なものは、この法律で保護されない
り	フランス (無審査制度)	第511条第3項 同一の対象が新規なデザイン又はモデルであって、同時に特許発明とも考えられる場合、及びデザイン又はモデルの新規性を構成する要素が発明の要素と不可分である場合には、その対象は、第6巻(特許)による保護だけしか得られない
	EU意匠指令	第7条 (加盟国内法で「機能のみに基づく意匠」を保護除外とするよう規定) 1. 技術的機能によってのみ表された製品の外観の特徴 2. どちらかの製品が機能を發揮できるように、他の製品の周りに又はそれに対してその意匠が組み込まれ又は機械的に関連づけられ、若しくはその中に設置されるように製品をするためにその正確な形状及び寸法で必然的に複製せざるを得ない範囲
基準・運用等	米国 (審査制度)	(第171条の装飾性要件に基づく審査基準による) その物品の機能によって純粹に記述されているものは、装飾性を欠いており、従って、35U.S.C.171条により拒絶される(審査基準1504.01B)
	ドイツ (無審査制度)	(学説、判例による) BGH GRUR 1996, 98, 99 Zundaufsatz(判例) 当該形態形成が、客観的に見てもっぱら技術的に制約されているものであるかぎり、意匠法による保護は受けられない